

【協議事項】

1 警察職員の特別派遣について

（警備部）

警察本部から「警察職員の特別派遣について、本年6月19日、20日、天皇皇后両陛下が広島県における戦後80年に伴う被爆地及び災害復興に伴う被災地を御訪問される。また、本年6月23日に沖縄県において行われる沖縄全戦没者追悼式に伴い、広島県公安委員会、沖縄県公安委員会からそれぞれ本県公安委員会に対して援助の要求がなされたので、御審議をお願いします。」旨の報告があった。

公安委員から「しっかりと警衛・警護に努めるようにお願いします。」旨の発言があり、本件特別派遣が了承された。

【報告事項】

1 第49回広報活動コンクールの実施について

（総務部）

警察本部から「本コンクールは、職員から広く写真作品を募集し、優良なものを表彰することで、作品の撮影や鑑賞を通じて、職員個々の広報活動に対する関心を高めるとともに、出品された作品を警察広報の素材に活用していくなど、より効果的な警察広報の推進を図るというものである。募集作品は、職員により撮影された警察活動全般をテーマとした警察広報の推進に資する写真とし、募集期間は本年4月16日から6月13日までの間である。一次審査は、警部補及び同相当職以下の本部勤務員約2,600人による審査で概ね30作品を、二次審査は、代表課長会議メンバーなど合計35人による審査で概ね25作品を、最終審査は、公安委員、本部長及び部長会議メンバーなど合計26人による審査で20作品を選出することとしている。金賞の1作品は本部長賞、銀賞の2作品や銅賞の3作品は総務部長賞等を予定している。」旨の報告があった。

公安委員から「例年、応募数はどれくらいあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「例年約150作品が出品され、昨年は188作品が出品された。」旨の説明があった。

公安委員から「撮影期間の条件はあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「応募期間の前に撮影した作品でもよいこととしている。」旨の説明があった。

2 令和6年度における障がい者活躍推進計画の取組結果等について

（警務部）

警察本部から「令和6年度中の取組状況等について、計画では、採用目標「法定雇用率2.8%以上」と定着目標「不本意な離職者を極力生じさせないこと」の2点を定めており、令和6年6月1日時点の実雇用率は2.84%、昨年度の自主離職者はおらず、それぞれ目標を達成した。このほか、障がい者の活躍推進のための体制整備や環境整備といった取組内容についても、総合的に点検した結果、適切に対応している状況であった。その一方で、令和7年度については、公表の基準日である6月1日時点の実雇用率を試算したところ、法定雇用率2.8%を下回る見込みである。今後の主な取組事項としては、こういった現状を踏まえて、より多様な障がい種別の方の採用についても強化していく必要があると考えている。また、今まで以上に、関係部署間の連携や協力を強化していき、職場や職務の選定・創出、職場環境の整備、適切な人事管理等を行い、障がい者の雇用促進と活躍推進を図っていきたいと考えている。」旨の報告があった。

警察本部から「警察は多様な方々と触れ合う仕事をしており、その中には当然、障がいを持っている方もおられる。様々な障がいを有する方と一緒に仕事をする中で、我々自身も理解を深めていく必要があり、より積極的に配置していかなければならないと考えている。」旨の説明があった。

公安委員から「不本意な離職というのは、具体的にはどういう例をいうのか。」旨の発言があり、警察本部から「職務と自己の障がいの関係で、継続して働くことが困難であると考えて辞められる場合などである。」旨の説明があった。

公安委員から「障がい者の方は、一般的な公務員試験を受けなくてもいいなどといった制度はあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「試験自体は、県の人事委員会が、障がいを有する方を対象とした試験を行っている。」旨の報告があった。

公安委員から「障がいの等級によって雇用の換算が違うのか。」旨の発言があり、警察本部から「障がいの等級や勤務形態により違っている。」旨の説明があった。

公安委員から「民間の場合は法定雇用率を満たさないと罰金があるが、公務員はあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「地方公共団体に罰金はないが、労働局から採用計画の提出指示や、厚生労働大臣からの勧告がある。」旨の報告があった。

公安委員から「知的障がいや精神障がいの方を採用する場合、雇用条件は、その方に合わせて、変えていくのか。」旨の発言があり、警察本部から「障がいの状況や本人の意向などを踏まえ、適切な配置先や勤務条件を考えていかなければならない。」旨の報告があった。

3 第7回少年健全育成ボランティア大会の開催について

(生活安全部)

警察本部から「本年6月28日午後1時30分から午後2時50分までの間、博多サンヒルズホテルにおいて、第7回少年健全育成ボランティア大会を開催する。開催の目的は、少年警察ボランティアの相互の連帯意識を高めるとともに、知識・技能の向上を図るものである。今大会は、これまでの参加者の意見等を踏まえ、大会の規模を縮小し、表彰式を中心に実施することとした。表彰式には、長年にわたり少年の非行防止と健全育成の活動に従事し、特に功労があった少年補導員延べ172名のうち、代表受賞者等約50名が参加予定であり、表彰状の伝達、授与及び感謝状の贈呈を予定している。表彰式終了後は、音楽隊の記念演奏、その後活動発表として、中央警察署少年補導員連絡会から参加型研修について発表していただく予定である。」旨の報告があった。

公安委員から「昔から少年補導員という名前なのか。」旨の発言があり、警察本部から「そのとおり少年補導員という名前で、少年補導員の発足は昭和42年である。」旨の説明があった。

公安委員から「表彰対象の功労団体というのはどういう団体か。」旨の発言があり、警察本部から「各地区の少年補導員連絡会である。」旨の説明があった。

4 福岡県警察サイバーセキュリティ競技会の開催について

(生活安全部)

警察本部から「本競技会は、サイバー事案等に対する警察組織全体の対処能力の向上を図るということを目的に令和2年から実施しており、今回が6回目の開催となる。本年7月1日に警察本部において開催する。昨年からの変更点は2点あり、1点目は、チーム編成の変更であり、今回は、過去に競技会に出場経験のない職員1名以上を選考することとしている。2点目は実施方法の変更であり、今回は参加チームを2グループに分け、午前中に予選ラウンドを実施し、午後から予選ラウンド各グループの上位8チーム計16チームによる決勝ラウンドを実施する。決勝ラウンドにおける合計点数の上位5チームを表彰する。」旨の報告があった。

公安委員から「問題の出し方としては、タブレットやパソコン上で出題をするのか。」旨の発言があり、警察本部から「インターネットに接続するパソコンと問題を出題するパソコンを分けており、問題を見ながらインターネット検索等を駆使して回答をするという方法である。」旨の説明があった。

公安委員から「予選ラウンドと決勝ラウンドでは問題のレベルも違うのか。」旨の発言があり、警察本部から「予選ラウンドと決勝ラウンドの問題のレベルは差を付けている。」旨の

説明があった。

公安委員から「本大会には、上位の大会もあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「本大会はここまでであるが、警察庁が主催する全国のサイバーコンテストという大会があり、これは各都道府県警察のトップレベルの職員が集まって開催されるものである。」旨の説明があった。

警察本部から「本大会は、県警察の力の底上げを目的としており、一方で、全国大会は、その県を代表するようなスペシャリスト同士で競ってもらう大会であり、目的が違う大会となる。」旨の説明があった。